

第 213回通常国会

村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.20

2024 年 6 月 13 日（木）経済産業委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。

6 月 13 日(木)に、経済産業委員会で一般質疑を行いました。今回は、会社の方からいただいたご意見、ご要望を踏まえて、次のような観点から尋ねています。

1. 複数労使が集まる会議で賃上げを扱い、結果、価格転嫁が同額だった場合はカルテルに当たるのか？

【政府答弁】

「各社自主的な判断での価格引き上げは、独占禁止法上の不当な取引制限として問題にはならない」
「労使交渉のために使用者のみが一堂に会し会議を開いたとしても、問題となるものではない」
「複数の事業者が集まり、各社の製品価格の引上げ等に関して話し合いが行われた場合は、独占禁止法上の不当な取引制限に該当する」

2. 電気主任技術者の人数が不足している。国は、ものづくりで使える資格取得を推進すべき

【政府答弁】

「第三種電気主任技術者に関し、平成4年度以降、受験機会の拡大に取り組んでいる」
「全体で 105 ある経産省のキャリアアップ支援事業のうちで、製造業現場で使える技術は 15 程度のため、新たな事業採択の際には指摘の点も踏まえて取り組む」

※詳細は次頁以降、または YouTube をご覧ください。



1. 労使交渉とカルテルについて

【課題認識】

・政府は、継続的な賃金引き上げには、原材料価格の上昇や労務費増なども織り込んだ適正な価格転嫁を行う必要があるとし、価格転嫁のための指針も発行している。

・産業別の労働組合の中には、春闘の前に同じ業種の労使が集まって労使交渉を行うことがあり、その際、賃上げを議題に上げるケースもある。

・その件に関し使用者から、

◇組合要求を受け入れた結果として、製品価格の引き上げ幅が他社と同額となった場合は、カルテル(独禁法上の不当な取引の制限)に当たるのではないかと？

◇そもそも労使交渉の場で、様々な労使が一堂に会すること自体が問題になるのではないかと？

という相談を受けた。

村田:各社の労働者と使用者の代表が集まって労使交渉を実施し、労働組合の要求を受け入れた結果として、それを踏まえた製品価格の引上げ幅が他社と一致してしまった場合、一般論として、このようなケースはカルテル、すなわち独占禁止法上の不当な取引の制限として問題となるものなのか？

政府参考人:労使交渉の結果を踏まえて各社が自社の製品価格の引上げを行った場合、それが各社の自主的な判断に基づいて実施したもので、他の事業者と共同したものでなければ、独占禁止法上の不当な取引制限として問題となるものではない。

また、労使交渉のために様々な使用者が一堂に会したとしても、そのみをもって、各社の製品価格の引上げに関し、他の事業者と共同して相互に事業活動を拘束することになるとは考えられず、独占禁止法上の不当な取引制限として問題となるものではない。

村田:各社の労働者と使用者の代表が集まった労使交渉の前後で、様々な使用者のみが一堂に会して、労使交渉のために会議を開く場合もある。こうした会議を開くこと自体も製品価格の引上げを内容とする「カルテル」には当たらず、問題ないという理解で良いか。

政府参考人:一般論として、労使交渉の前後で労使交渉のために使用者のみが一堂に会し会議を開いたとしても、そのみをもって、各社の事業活動である製品価格の引上げに関し、他の事業者と共同して相互に事業活動を拘束することになるとは考えられず、独占禁止法上の不当な取引制限として問題となるものではない。

村田:その会議の場において、賃上げに関する議論にとどまらず、労務費として幾ら転嫁する旨を取引先に交渉するかどうか、製品価格に幾ら転嫁するかなど、製品価格に関する議論も行われた場合はカルテルに当たるのか？

政府参考人:一般論として、複数の事業者が集まり、賃金に関する労使交渉の範囲を超えて各社の製品価格の引上げ等に関して話し合いが行われた場合、一定の取引分野における競争を自主的に制限するものであれば、独占禁止法上の不当な取引制限に該当する。

村田:製品価格の引上げに関する話はせずに労使交渉をするのであれば、カルテルに当たらない旨を、公正取引委員会において是非周知をお願いしたいが、いかがか？

政府参考人:本日の質疑の内容も踏まえまして、労使交渉をめぐる独占禁止法上の考え方について周知を行い、引き続き適切な価格転嫁を後押ししていく。

今回行った質疑を受けて、<公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー」>に、Q21が新たに追加されました！
https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html

2. ものづくりに必要な資格の取得支援

【課題認識】

- ・工業高校数の減少や授業内容の変更によって、電気主任技術者の資格取得者数が減り、現場の業務が滞っている。
- ・経済産業省が行っている「資格取得のためのキャリアアップ支援事業」には、ものづくり現場に係る資格メニューがほとんどない。
- ・デジタル化、IT化が進んだとしてもパソコンやスマホなどは必要で、必要な資格を持った人がいなければこうした物も作れない。
- ・経済産業省の資料によれば、中堅企業の人材教育投資額はこの10年間で大きく伸びているのに対し、大企業は逆に202億円減少している。

村田:電気主任技術者不足に対して、国としてどのような対策を行っているのか？

政府参考人:令和4年度から第三種電気主任技術者試験の実施回数を、年一回から年二回に増やすとともに、令和5年度には、効率的な試験運用が可能な方式を導入して、試験会場を80か所から約260か所に増やすなど受験機会の拡大に取り組んでいる。

また、電気業界では、電気主任技術者が地域の高専、工業高校を訪問して出前授業を行ったり、女性、若者をメインターゲットとしたウェブマガジン、ワットマガジンを開設し、業界認知度向上のための情報発信を行うなど、創意工夫を凝らした取組が進められている。

村田:経済産業省で行っている、「リスキングを通じたキャリアアップ支援事業」において、例えば電気主任技術者のような製造業の現場で活用できる資格の取得支援を行っていただきたい。

政府参考人:物づくり、非常に日本にとって大事な産業基盤で、労働者がその物づくり産業の将来を見据えてリスキングをしたいと思っていけるような雰囲気、環境整備も非常に大事だろうと思っている。全体で105事業あるうちで、製造業の現場で使えるスキルを習得するための講座を提供する事業は、溶接技術とか、建築、土木施工管理技術、クレーン操作、電気主任技術者など15程度である。今後また新たな事業を採択していく予定になっているので、今日の御指摘も踏まえて製造業における人材育成に取り組んでまいりたい。

村田:物づくりの現場にはこういう資格があって、今どの資格が不足しているのかという現状把握を国として行ったうえで、何人ぐらい確保しないといけないから、このリスキングの支援事業にこの資格の事業を入れようという取組みも必要だと思うがいかがか？

政府参考人:リスキング事業を通じて転職した方が、その物づくりの現場にしっかりと従事できているかどうか、スキルのギャップが生じていないかどうか、の検証や実態をしっかりと把握をさせていただいて、委員の御指摘踏まえて対応していきたい。

村田:なぜ大企業の人材教育投資が202億円も減少してしまったのかその要因分析と、今後国としてどうやって大企業に対して人への投資を促していくのか？

政府参考人:コストカット型経済の中で人への投資をコストと考える抑制してきたということはあるのではないかと認識している。その中で、大企業を含め企業の人への投資を一層促すために、有価証券報告書に人的資本の取組を開示するよう求めている。また賃上げ促進税制においても、教育訓練費を増やした企業の税額控除を増やすなどしている。

以上